

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成29年度第2回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 平成29年7月20日（木）午後1時30分から午後4時まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎前議会臨時庁舎 2階全員協議会室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員  
伊藤明美，大津順一郎，岡嶋宏明，鹿倉よし江，谷口孝悦，田山和子，富山明子，  
保立武憲，馬渡剛，皆川勝弘（氏名五十音順）
  - (2) 執行機関  
荒井宰，川上悟，櫻井和則，深谷晃一，千田寛，吉川彩美，畠山明子
  - (3) その他  
欠席者：大関茂，川瀬武彦，軍地美代，早船徳子
- 5 議題及び公開・非公開の別  
水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況概要について
  - (2) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況〔実施期間：平成28年度～平成31年度〕
  - (3) 第2回行政改革推進委員会質問一覧表
  - (4) 水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況に対する質問及び回答

## 9 発言の内容

○**執行機関** それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、委員の皆様には、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第2回水戸市行政改革推進委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は、10名でございます。欠席委員は、\_\_\_委員、\_\_\_委員、\_\_\_委員、\_\_\_委員で、御都合により、欠席との御連絡がございましたので、御報告いたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。事前に「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況の概要について」と「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況」は配布させていただいております。本日、新たに配布する資料としまして、資料③「第2回水戸市行政改革推進委員会質問一覧表」と資料④「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況に対する質問及び回答」を配布しております。資料に不足がある場合は、挙手をお願いします。

資料の確認ができましたので、議事進行は、水戸市行政改革推進委員会条例第6条の規定に基づき、\_\_\_委員長をお願いいたします。

○\_\_\_**委員長** それでは、会議次第に基づき議事を進めることといたします。水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、会議録の公開が後日必要となりますので、会議録署名人を指名させていただきます。\_\_\_委員と\_\_\_委員をお願いいたします。それでは、水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況〔実施期間：平成28年度～平成31年度〕について、執行機関から説明をお願いいたします。

○**執行機関** よろしくお願いいたします。資料①「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況概要について」を御覧願います。水戸市行財政改革プラン2016につきましては、基本理念を強くしなやかな行財政運営の構築としまして、質の高い市民サービスの提供など五つの柱のもと、33の実施項目の改革に取り組んでおります。前期実施計画は4年間としておりまして、平成28年度から平成31年度までの計画期間でございます。実施状況としまして、平成29年3月31日現在におきまして、33の実施項目のうち、協働の体制づくりなど16の実施項目が年度計画を達成しております。一方で、民間活力活用の推進など17の実施項目において一部実施にとどまっており、今後とも積極的な改革を進めていく必要がございます。なお、受益者負担の適正化などにより、平成29年3月31日現在で約290,000千円の財政的効果を上げております。裏面につきましては、実施状況等一覧となっておりますので、御参照願います。

詳細につきましては、資料②の2ページを御覧願います。2ページに表がございまして、表の構成が左から実施項目、期間内における年度計画、実施状況（平成29年3月31日現在）、実施における効果、担当課となっております。期間内における年度計画の欄には、4年間の各年度において実施すべき内容を年度計画として定めております。その年度に達成したものは■とし、達成できていないものには□としております。実施における効果の欄でございますが、実施したのものについて主な効果を記載しております。

平成 28 年度の主な取組について御説明させていただきます。なお、平成 28 年度の年度計画の部分には網掛けをしております。

実施項目 1 「窓口サービスの見直し」につきましては、総合窓口システム仕様の検討を実施するとともに、コンビニ交付の導入につきまして平成 28 年 11 月からコンビニ交付を開始したことから、実施項目 1 は実施いたしました。

実施項目 2 「水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実」につきましては、各種媒体による情報発信を行うとともに、研修を実施するなど職員の意識改革に取り組みました。道路工事情報提供の拡充につきまして、道路通行止め箇所及び道路冠水予想箇所について、市ホームページでの情報提供を始めました。統合型GISへの各種都市計画規制情報の提供につきましては、備考がございますとおり、「いばらきデジタルまっぷ」への都市計画決定情報の公開を開始したことから、実施項目 2 は実施でございます。

続きまして実施項目 3 「オープンデータの推進」は、オープンデータ指針の策定、活用の推進につきましては、H27 年度に策定したオープンデータ指針における取組を推進しました。大学及び民間企業との連携事業の推進につきましては、茨城大学をはじめ各大学との連携事業を実施しました。オープンデータ公開システムの構築は、オープンデータ数 25 の目標のところ、平成 28 年度は 135 で達成しております。しかし、水戸市オープンデータ研究会の設立ができなかったことから、実施項目 3 は一部実施でございます。

実施項目 4 「市民意見の反映」につきましては、市民懇談会を 10 地区実施しまして、年度計画を達成しております。インターネットアンケートの実施につきましては、3 回実施の目標のところ 0 件であったことから一部実施でございます。附属機関への市民参画の拡充は、公募委員を委嘱できる附属機関の年齢要件の見直しとしまして、20 歳以上を 18 歳以上に見直しました。

実施項目 5 「中核市移行の推進」は、移譲事務の整理をしたことから実施でございます。

実施項目 6 「協働の体制づくり」は、市民アンケートを 1 回実施しました。協働推進員制度の活用による職員の能力向上研修の推進は、研修を 2 回実施したことから実施項目 6 は実施でございます。

実施項目 7 「地域に関わる担い手の育成」につきましては、地域に関わる担い手育成研修会を 2 回実施するとともに、各地区の取組紹介としまして 19 地区を紹介するほか、プランの実現及び改定に係る研修会の開催及び職員による支援としまして、研修会を 2 回実施し、また職員派遣を 1 回実施したことから、実施項目 7 は実施でございます。

実施項目 8 「ボランティア団体・NPO の情報の一元化及び活用の推進」としまして、情報の一元化の仕組みの検討を実施しましたが、市民活動情報 Web サイト登録団体数は、60 団体とする年度計画のところ 53 団体にとどまるため、実施項目 8 は一部実施でございます。

実施項目 9 「協働事業の充実」は、ボランティア団体・NPO との連携・協働事業の推進としまして、80 件の年度計画のところ 105 件となり達成してございます。そのうち協働

事業提案制度は、年間8件の年度計画のところ10件の提案がありましたので達成でございます。こみっとフェスティバルの開催は、年1回開催しております。年度計画を達成しております。災害時生活用水協力井戸登録による災害対策の推進は、登録数500か所とする年度計画のところ、423か所にとどまるため実施項目9は一部実施でございます。

実施項目10「組織・機構の適正管理」は、中核市移行推進課や体育施設整備課等を設置する一方で、図書館への指定管理者制度の導入に伴い地区館の組織を廃止するなど、簡素で効率的な組織・機構の編成に取り組みました。

実施項目11「職員定数の適正管理」は、49人の増員を図る一方、49人の減員を図るなど適正管理に取り組んだところでございます。

実施項目12「公共施設等総合管理計画の策定」につきましては、全体計画の策定を実施したことから、実施項目12は実施としております。

実施項目13「保育所・幼稚園の適正配置」については、備考欄を御覧ください。適正規模・適正配置方針については、有識者による検討会において広く意見徴取を行った上で方針を決定することとしたことから、実施項目13は一部実施でございます。

実施項目14「事務事業の見直し」につきましては、行政評価の推進としましてイベントをテーマに6事業を評価しました。事務改善に係る職員提案制度の活用は、提案者10人の年度計画のところ0人であったため、未達成でございます。そのほか事務事業の見直し提案を全課対象に実施したところ8件の提案があり、廃止となった事業が2件あったところでございます。事務処理マニュアルの活用につきましては、作成率が100パーセントとなり年度計画を達成しております。しかし、嘱託員に係る社会保険加入事務の一元化につきましては、年金事務所との調整にとどまったことから一部実施でございます。

実施項目15「ICTの活用」につきましては、個人番号カード利用サービスの追加としましてコンビニ交付を追加しました。電子申請・届出サービスは新規追加2件の年度計画のところ、検討にとどまっております。電子申請手数料の電子決済の導入、スリムな情報システムの構築、ITガバナンスの強化につきましては、それぞれ検討を年度計画としておりまして、それぞれ検討を実施しております。情報セキュリティ対策（監査）の推進は、対策の実施としまして監査の実施1件以上を年度計画としておりましたが、監査を実施することができませんでしたので、実施項目15は一部実施でございます。

実施項目16「一部事務組合のあり方の検討」は、大洗、鉾田、水戸環境組合（ごみ）につきましては、脱退に向けた協議を実施いたしました。笠間・水戸環境組合は、幹事会を開催しまして、解散に向けた協議を実施いたしました。その他の一部事務組合につきましては検討にとどまるため、実施項目16は一部実施でございます。

実施項目17「事務事業の民間活力活用の推進」につきましては、公園墓地維持管理業務は、民間委託化を実施し、12,500千円の支出削減となりました。道路維持補修業務は、委託業務の検討を実施しました。民間委託に係る提案の募集・推進につきましては、提案2件がございました。しかしその他の事務事業につきましては検討が進まなかったことから、

実施項目 17 は一部実施でございます。

実施項目 18「公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進」につきましては、市民センターの年度計画は運営手法の検討でありましたので、検討を実施いたしました。公設地方卸売市場は、政策会議を開催し、直営の方針を決定し、年度計画を前倒しで達成いたしました。少年自然の家は、政策会議を開催し、当面直営の方針を決定しましたので年度計画を前倒しで達成でございます。新市民会館は、指定管理者制度の導入を方針決定しました。その他の公の施設につきましては検討が進まなかったため、実施項目 18 は一部実施としてございます。

実施項目 19「財政状況の分析」につきましては、「水戸市財政の現状」の作成・公表を、実施項目 20「大型プロジェクトの財政計画の公表」は策定・公表を、実施項目 21「中長期的視点に基づく財政運営」はみと財政安心ビジョンの策定・公表をそれぞれ実施したことから、年度計画を達成しております。

実施項目 22「給与の適正化」は、人事院勧告に準拠した給与の見直しを実施するとともに、全職員を対象とした人事評価の実施をしたことから、実施といたしました。

実施項目 23「補助金・負担金の適正化」は、減額 4 件を実施しまして、208 千円の支出削減となりましたことから実施といたしました。

実施項目 24「社会保障制度の適正な運営」は、国民健康保険につきまして、ジェネリック医薬品に切替えた割合は、年度計画は 38 パーセントであるところ 40.7 パーセントで達成でございます。介護給付費の適正化は、集団指導 2 回、ケアプランチェック 250 件の年度計画についてそれぞれ達成しております。要介護認定の適正化につきましては、それぞれ年度計画を達成しております。特定介護助成制度の見直しにつきましては、検討を実施したことから、年度計画を達成しております。なお、備考にございますとおり、平成 29 年 7 月末で当該制度は廃止となります。介護予防事業の実施は、介護予防事業への参加人数について、のべ 83,500 人の年度計画のところ、のべ 89,613 人で達成しております。生活保護について、不正受給の防止としまして収入申告義務を徹底し、不正受給徴収金納入済額として 44,000 千円がございました。扶養義務調査は、扶養義務者訪問戸数 200 戸の年度計画のところ、208 戸となり達成でございます。生活困窮者自立支援の推進は、就職者数 15 人の年度計画のところ、17 人で達成でございます。その他の実施項目は年度計画を達成できなかったことから、実施項目 24 は一部実施でございます。

実施項目 25「外郭団体の財務体質・執行体制の改善」は、土地開発公社のあり方の検討としまして、土地開発公社を平成 29 年 1 月に解散し、年度計画を前倒しで達成したところでございますが、その上の、新しい経営改善計画の策定が進んでいないことから、実施項目 25 は一部実施としてございます。

実施項目 26「収納率の向上」につきましては、市税は収納率 95 パーセントの年度計画のところ、95.1 パーセントで達成しております。し尿処理手数料は、収納率 95 パーセントの年度計画のところ、95.5 パーセントで達成しております。保育所利用者負担金は、収納率

95 パーセントの年度計画のところ、96 パーセントで達成しております。農業集落排水施設使用料は、収納率 91.5 パーセントの年度計画のところ、93.3 パーセントで達成しております。水道料金は、収納率 95.4 パーセントの年度計画のところ、95.5 パーセントで達成しております。下水道使用料は、収納率 85.9 パーセントの年度計画のところ、86.1 パーセントで達成しております。その他の税・料につきましては年度計画を達成できていないことから、実施項目 26 は一部実施でございます。

実施項目 27「受益者負担の適正化」は、下水道使用料と農業集落排水処理施設使用料につきましては、それぞれ改定を実施し、下水道使用料は 146,571 千円、農業集落排水処理施設使用料は 8,956 千円の収入増となりました。その他の使用料・手数料の改定、新たな使用料・手数料の検討は、それぞれ検討を実施したところでございます。下水道事業の公営企業化は、全部適用及び水道事業との組織統合に向けた基本方針の決定をしたことから、実施項目 27 は実施でございます。

実施項目 28「未利用財産の活用と処分」は、財産活用課と水道部経理課でそれぞれ取組を推進しております。財産活用課では、売却 20 件、貸付 50 件の年度計画のところ、売却 59 件、貸付 141 件となりまして、266,636 千円の収入がございました。水道部経理課は年度計画が達成できなかったことから、実施項目 28 は一部実施でございます。

実施項目 29「新たな財源の拡充」は、予算編成時において新たな財源拡充策を検討し、証明写真機売上配分金として 612 千円の収入となりましたことから、実施でございます。

実施項目 30「職員の能力育成」につきましては、人材育成基本方針に基づく研修の実施としまして、各種研修や自主研修に対する助成、自治大学校への派遣、大学院派遣研修、民間企業への長期派遣研修などを実施するとともに、自己啓発や研修に取り組みやすい職場環境づくりへの支援を実施いたしました。しかし、ジョブローテーションの推進は、制度の具体化の年度計画のところ検討にとどまったことから、実施項目 30 は一部実施でございます。

実施項目 31「人事評価制度の推進」は、全職員を対象とした人事評価の実施及び人事評価研修の実施をするとともに評価結果を人事管理へ活用したことから、実施項目 31 は実施でございます。

実施項目 32「多様な人材の確保」は、特別選抜試験の実施、民間企業等経験者採用試験の実施、再任用制度の活用、任期付職員の活用につきましてはそれぞれ実施したところでございます。女性職員の管理職への登用につきましては、女性管理職 14 パーセントの年度計画のところ、12.2 パーセントにとどまるため、実施項目 32 は一部実施でございます。新たな取組の検討、採用試験実施時期・試験方法等の見直しとしまして、一部試験の前倒し実施をいたしました。

最後の実施項目 33「ワーク・ライフ・バランスの推進」は、時間外勤務時間の縮減につきましては、平成 26 年度比で 3 パーセント減の年度計画のところ、平成 28 年度は 3.7 パーセント増となり未達成でございます。年次休暇の取得促進につきましても、年 12 日の年

度計画のところ、10.2日で未達成でございます。46ページに移りまして、職員の意識啓発に向けた取組の推進につきましては、職員研修を実施し年度計画を達成しております。職員の健康管理とメンタルサポートにつきましては、職員数に対する精神性疾患による長期療養休暇者数の割合におきまして、地方公務員の平均値を下回ることを年度計画としておりまして、国の平均値1.3パーセントに対して、本市は1.8パーセントで未達成でございます。男性の育児参加に向けた取組の推進は、制度の周知等による職員及び職場の意識改革を年度計画としており、各種休暇等について職員に周知をしたことから達成でございます。以上で実施項目33は一部実施でございます。資料につきましては以上でございます。

○      委員長 ただいま、行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況について説明がありました。本日の資料は事前に皆様にお届けし、あらかじめ質問をいただいておりますので、まず、その質問についての回答をいただき、その上で関連する御質問も受けながら、進めてまいります。本日は、質問があった実施項目の所管課長に御出席をいただいておりますが、関係する質問が終了したところで御退席していただきます。それでは、まず全体に関するものについて、そのあとに五つの大きな柱ごとに進めてまいります。まず、全体についての質問が      委員からございましたので、行政改革課は回答をお願いします。

○行政改革課 はい、質問と回答につきましては資料④にございますので、そちらを御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。全体の質問ということで、行政改革課より御回答いたします。質問の趣旨でございますが、各課の方針や重点課題を提示してほしい、それから進捗状況の判定について考え方を示してほしいという内容の御質問であると理解して回答させていただきます。水戸市行財政改革プラン2016の策定に当たりましては、各課の方針や重点課題を踏まえた上で、平成28年度から31年度における年度計画や実施内容等を検討した上で、平成27年度の水戸市行政改革推進委員会及び市議会の水戸市行財政改革調査特別委員会に諮り、その後意見を反映させた上で、市長を委員長とする水戸市行政改革推進本部で決定をしました。今回の委員会は、平成28年度における各担当課の実施状況について審議を行うものです。資料①「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況の概要」における各実施項目の評価について、詳細は資料②「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画平成28年度実施状況」の各詳細項目において、年度計画をできるだけ具体的に定め、それぞれの達成状況をもって、実施又は一部実施を判断しております。また、資料①においては、実施又は一部実施の判断を○や◎の記号により分かりやすく表しております。さらに、33の実施項目について、実施率を百分率で示すことにより、実施項目の達成状況を分かりやすく示すこととしております。このような当委員会の開催の趣旨や計画のしくみについて御理解をいただきますようお願いいたします。今後とも、委員の皆様のお意見を踏まえながら、引き続きプランの進行、及び行財政改革に取り組んでまいります。

○      委員長 ありがとうございます。続きまして財政課をお願いします。

○**財政課** よろしくお願ひします。財政課からの回答は2ページに記載がございます。水戸市における4大プロジェクトとは、「市役所新庁舎」、「新ごみ処理施設」、「新市民会館」、「東町運動公園新体育館」の四つの事業でございます。これらの事業は、合計で850億円を超える事業費でございます。財政計画と、その財政影響を踏まえた市の中長期的な財政見通しを、「みと財政安心ビジョン」として、市ホームページ等で公開しています。「みと財政安心ビジョン」では、最大限の財源確保等に取り組むことにより、実質負担額を全体事業費の4割程度に軽減するとしています。また、中長期的な財政見通しについては、今後の年次の財政調整基金の残高、公債費負担及び市債残高、財政健全化判断比率を示しており、いずれも健全な状況を保持していくことができる見通しとしています。今後も、4大プロジェクトの財政運営における影響等を分かりやすく説明し、事業推進と市の財政運営に対する市民理解の醸成に努めてまいります。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。以上のような回答がございましたが、これに関して御意見、御質問がありましたらお願いします。

○**委員** よろしいですか。まず前段の質問なのですが、○と◎という判定の仕方について、各課題のフェーズを作り、フェーズごとのどの部分まで進んだかを判定するというやり方に変えることはしないのでしょうか。それとも今後とも、○あるいは◎で表す形で進めていくのでしょうか。

○**委員長** 資料②を1枚にまとめたものが資料①になります。資料②を読んでもいただくと年度ごとの詳細が分かるようになっています。

○**行政改革課** 委員長がおっしゃったように、資料②はそれぞれの実施項目・小項目ごとに、何年度にどういったフェーズのものを行っていけば実施あるいは一部実施になるかという進め方をしております。我々としてはフェーズごとに進めているという認識でございます。資料②を御覧いただきたいのですが、例えば実施項目1「窓口サービスの見直し」について、平成28年度は総合窓口システム仕様の検討を行うことを目標としておりました。平成29年度は何を行うかという、総合窓口設置に向けた準備を行います。平成30年度は、職員研修の実施や、実際に総合窓口の開設を行います。平成31年度はその効果の検証を行うことになっております。フェーズはしっかり分けているという認識です。

○**委員** そうすると詳細については、フェーズを作っているということですね。

○**行政改革課** 補足させていただきますと、実施項目33のなかに小さな項目がありますが、小さな項目を全て実施できた実施項目については◎で、いくつかある小項目のうち一つでも欠けていたならば○というように表示させていただいております。

○**委員長** よろしいでしょうか。

○**委員** 少々腑に落ちない部分もありますが、理解しました。

○**委員長** こういうやり方もあると、慣れていただければと思います。

○**委員** もう一点よろしいでしょうか。財政課から4大プロジェクトの説明がありましたが、事業費はこのくらいで市からの持ち出しは40パーセントくらいということでした。



市の財政としてのキャッシュフローはこの資料からわかるのですか。

○\_\_\_委員長 財政課お願いします。

○財政課 ただいまの質問にお答えいたします。資料②の中では、「みと財政安心ビジョン」を公表したことを報告しております。「みと財政安心ビジョン」は市のホームページで公表しております、その中で具体的な数値を示しております。今回は行財政改革を計画どおりに行っているかを報告する場ですので、行いましたと記載いたしました。

○\_\_\_委員長 進捗管理は別の委員会で行っています。

○\_\_\_委員 わかりました。

○\_\_\_委員長 それでは次に入ります。第1の柱「質の高い市民サービスの提供」の実施項目1から5まで、順次回答をお願いします。まずは行政改革課お願いします。

○行政改革課 \_\_\_委員の御質問は、「窓口サービスの見直し - 総合窓口の推進」についてです。御質問の趣旨は、総合窓口システムの仕様の検討をされているとのことですが、システム上の問題は解決したと理解してよいのか、あるいは予定通りに実施するに当たって障害となるような問題点は残されていないかという御質問でした。総合窓口の設置に向けたシステムの活用につきましては、総合窓口となる市民課で新たに受け付けることとなる手続の処理や、手続案内書の発行等における活用を想定して検討を行ってまいりました。このうち、新たに市民課で取り扱う手続におけるシステムの活用は、おおむね既存システムの簡易な改修で利用可能であることがわかりました。一方、手続案内書の発行は、手続を行う市民個々の状況に応じた詳細な案内書の作成が困難であるなど、期待された効果が得られないことから、システムの活用は行わない予定でございます。このため、手続案内書の交付につきましては、既存の案内書の様式の見直し等、システムによらない手法で改善を図ってまいります。今後におきましては、システム改修に要する費用等を踏まえ導入の可否について決定をするほか、フロアマネージャーやその他の人員の配置を詳細に設計していきたいと考えておりまして、システム以外の事項の改善策の検討を行ってまいります。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。続きまして総務法制課よろしくお願いします。

○総務法制課 よろしく申し上げます。\_\_\_委員からの御質問の内容でございますが、「水戸市総合窓口設置基本計画素案」について市民の意見公募を行ったところ、意見は0件だったということで、市民から意見を募る場合のやり方について工夫すべき点がないか、検討する余地はないかという御質問でした。回答は4ページでございます。御説明の前に、資料に誤りがありましたので、お詫びの上訂正させていただきます。4ページの回答欄の2行目後半に、「市の意見形成過程」と記載されておりますが、正しくは「市の政策形成過程」でございます。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。それでは説明をさせていただきます。本市における意見公募手続につきましては、水戸市意見公募手続に関する規程に基づき、意見公募の対象や募集期間、資料の配布方法などを定め、市の政策形成過程における市民との協働、市政における公正の確保と透明性の向上を図っているとこ

ろでございました。平成 28 年度につきましては、11 件の施策について、158 件の意見の提出がございました。公募に当たりましては、「広報みと」及び市ホームページによる周知を行った上で、所管課、三の丸臨時庁舎 1 階市民課、情報公開センター、各出張所、市民センター及び内原中央公民館など合計で 38 施設に資料等を配置し、情報提供を行っています。また、提出につきましては、直接提出または郵送のほか、FAX、Eメールでも受付しており、近年Eメールでの提出が増加しております。

○    委員長  ありがとうございました。同じく「窓口サービスの見直し-コンビニ交付の導入」について    委員からの質問が出ております。情報政策課お願いします。

○情報政策課  よろしく申し上げます。    委員の御質問、コンビニ交付の導入につきまして、質問の内容が大きく 2 点ございます。1 点目はコンビニ交付における効果の検証でございます。平成 28 年 11 月から始まってまだ数ヶ月しか経過していないため、十分な検証は難しいと思われるが、月別の推移を示してほしいという内容でございました。2 点目は今後の拡大計画についてです。現在、住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税課税証明書の 3 種類がコンビニ交付の対象となっておりますが、今後、対象書類の範囲を拡大する計画が具体的にあるかどうか、あるとすればその対象書類、実施時期等について伺いたいということでした。回答は 5 ページにございます。コンビニ交付につきましては、先ほど申しあげましたように平成 28 年 11 月から住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を始めまして、平成 29 年 1 月から市県民税課税証明書を対象にいたしました。全国のコンビニエンスストアにおいて、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く土日祝日、午前 6 時 30 分から午後 23 時まで証明書の交付が可能となっております。1 点目の御質問、月別の交付件数につきましては別紙にお示しさせていただいておりますので、7 ページを御覧いただければと思います。月別の件数につきましては上の表に記載がございます。平成 29 年 6 月までの集計が出ておりますが、一番右下の合計を御覧ください。窓口での証明書発行数が 196,750 件、コンビニ交付が 2,156 件で、コンビニエンスストアでは全体の 1.1 パーセントが交付されました。今後につきましては、今年秋頃からマイナポータルというサイトの運用を開始し、また、マイナンバーカードの多目的利用の拡充等により、マイナンバーカードの利便性の向上と発行枚数の増加が期待されております。マイナンバーカードの普及が進むことにより、各種証明書のコンビニ交付枚数も増加するものと考えております。コンビニ交付の時間別の利用状況についても集計をいたしましたが、早朝・夜間・土日祝日といった窓口交付ができない時間帯においての発行割合が全体の 53.4 パーセントとなっております。市民の利便性向上に一定の効果があるものと認識しております。あわせて、マイナンバーカードの広報につきましても積極的に進めていくことにより、カードの取得とコンビニ交付の利用促進を図ってまいります。続きまして 2 点目の御質問、今後のコンビニ交付の対象となる証明書の拡大でございますが、本市が発行を行っている 3 種類の証明書のほか、現在、コンビニ交付サービスを行っている全国の自治体 428 団体のうち、260 団体が戸籍の証明書の交付サービスを行っております。戸籍関連の証明書を発行するには、

現在の戸籍システムの改修作業が必要となります。現在の戸籍システムは、平成31年1月末までの契約となっておりますので、新たなシステムの導入時にあわせて、戸籍関連の証明書の発行について検討を行ってまいります。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 少々よろしいでしょうか。

○委員長 では第1の柱で一旦切りましょうか。委員どうぞ。

○委員 それでは3ページの行政改革課からの回答につきまして、システムについてはすぐには難しいというお話をされていまして、システムに頼らないようなやり方を検討しているということでした。まず窓口に行って、「こういう手続をしたいのだが、どこへいけばいいですか」と尋ねて、指示に従って担当課へ行くというやり方が現状ですね。それぞれの課で住所氏名など必要事項を記入して申請するという、市民にとって煩雑な手続になっています。総合窓口システムであれば、一か所の窓口に行けば、そこで全ての手続が済むというイメージなのですが、そこまではいかないのでしょうか。

○行政改革課 総合窓口は全国でも様々な形で実施しております。小さな町役場であれば、一か所の窓口で全ての手続が済むこともあります。水戸市くらいの規模になりますと、手続を集約しすぎると、市民課だけに集中してしまうこととなります。全ての手続とまではいきませんが、既に水戸市では、市民課が一部総合窓口的な機能をもっておりまして、単身サラリーマンや学生が転入、転出する場合は通常市民課だけで手続ができるようになっています。平成30年度から始まる総合窓口につきましては、一般的なサラリーマン世帯の転入、転出について市民課や国保年金課等の窓口部門を集約したワンフロアで完結できるようにしようと考えております。先ほど御説明しましたのは、手続案内書をシステム化するかどうかということでした。市民課では、現在も、転入等の際に行う手続を網羅的に記載した案内書を予め用意しておいて、来庁者にお渡ししております。システムを活用することにより、各人の状況に応じて必要な手続のみを抽出した案内書の作成が可能か検討したのですが、システムでもそれは難しいことがわかりましたので、案内書のシステム化は行わない予定です。そのため、窓口の職員が、市民課以外で行っていただく手続はこの手続ですと、チェックをしてお渡しすることができるよう、総合窓口の設置にあわせ、案内書の様式の見直しをすることにより対応する方向で検討をしております。

○委員 例えば転入、転出という手続について必要な書類や申請手続、健康保険とか住民票とかいろいろあるでしょうが、窓口一か所で全てができるということでしょうか。

○行政改革課 転入・転出に伴う手続には、現在、市民課で取り扱っている手続のほか、健康保険や児童手当の手続などがございます。こうした市民課以外の手続についても、定型的なものなど、一部は総合窓口に集約する手続もありますが、多くは、引き続き、国保年金課や子ども課で取り扱うこととなります。あまりに特殊なケースまで全てを市民課が受け付けることとなりますと、市民課の窓口が混雑することになり、手続の時間が長くなってしまふこととなります。

- \_\_\_委員 例えば住民票や戸籍抄本などはどこの課へ行けばいいのですか。
- 行政改革課 住民票，戸籍抄本は，現在でも市民課で取得が可能となっております。
- \_\_\_委員 健康保険手続はどうですか。
- 行政改革課 健康保険につきましては，国民健康保険の場合は向かいの国保年金課で手続することとなります。
- \_\_\_委員 そこでもた申請書を書かなくてはならないのですか。
- 行政改革課 まず市民課で書いていただく申請書が複写になっております。国保年金課で同じ内容を書くということはないです。
- \_\_\_委員 移動はしなければならぬのですか。
- 行政改革課 はい，同じフロアの向かいに移動していただくこととなります。
- \_\_\_委員 「水戸市総合窓口設置基本計画素案」を読むと，大変素晴らしいことが書かれていますので，早く実現していただきたいと思っておりますが，今の説明を聞いていると，素案と少し違うと思います。インターネットで検索すれば見られますが，一般の方でインターネットを使わない方はそれを知ろうとすればどうすればいいのでしょうか。
- 行政改革課 意見公募につきましては，市内全ての市民センター，各出張所，行政改革課，情報公開センターなどで御覧になれるようになっております。意見公募の期間だけなのですが。
- \_\_\_委員 はい。続きまして総務法制課に御回答いただきましたが，「水戸市総合窓口設置基本計画素案」が公開されたということですが，「広報みと」などに事前に公表されましたか。私は平成 28 年 2 月頃，意見公募をするという記事を見まして，「水戸市総合窓口設置基本計画素案」とはどのようなものかと思いました。広報みとで公開されたという記憶がなかったものですから，インターネットで調べてみたら，市のホームページには載っていません。市民にとって市の情報を知るために「広報みと」の力は大きいのではないかと思います。「今回の総合窓口化に伴って，このように変わります。詳細については『水戸市総合窓口設置基本計画素案』を御覧ください。」ということを書いてあれば，興味のある市民の方は調べてくれると思います。市民にとって非常に興味のある計画だと思っておりますが，意見公募をした結果が 0 件だったというのは，事前の市民に対する情報公開が足りなかったのではないかという気がします。それについてはいかがでしょうか。
- \_\_\_委員長 総務法制課お願いします。
- 総務法制課 ただ今の御意見，ごもつともだと思えます。他市の状況等を参考にしながら，より多くの市民の皆様に意見をいただけるような方法を検討してまいりたいと思えます。
- \_\_\_委員 よろしくをお願いします。
- \_\_\_委員長 他にはいかがですか。
- \_\_\_委員 コンビニ交付はスタートしてからそれほど時間が経過していないので，効果は明確に出てこないと思えます。今後継続して見させていただきたいと思えます。

○      委員長 ありがとうございます。続きまして「水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実」について2点質問が出ております。まずは水戸の魅力発信の効果検証について、みとの魅力発信課をお願いします。

○**みとの魅力発信課** よろしく申し上げます。「水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実-水戸の魅力の発信の充実」について、      委員からの質問内容といたしましては、インターネットにおける様々な情報発信についてどのように効果検証が行われているのかということです。もう一つは、アンケートを送ってくれた方へ「ミトノート」をプレゼントしてはどうかという御提案でした。回答としましては、本市には、歴史、文化、自然など、多くの地域資源が存在し、それらを水戸の魅力として広く捉えております。みとの魅力発信課が設置された当初、様々な市民の方から水戸の魅力について多くの御提案をいただきました。みとの魅力発信課では、様々な広告媒体を活用し、それらの魅力を、市内はもとより県内や国外へも積極的にPRしております。昨年度からは、効果的な情報発信の手法の一つとして、インターネットによる動画配信に力を入れております。これはツイッターやフェイスブックなどのSNSが動画重視の傾向にあることから、1分未満の動画を積極的に製作して発信しております。結果といたしまして、SNSのフォロワー数の大幅な増加が図られたほか、再生回数などから、視聴者の関心の動向を確認することができました。今後もホームページやSNS、広報みとをはじめとした紙媒体との連携と合わせて、情報発信に積極的に役立ててまいりたいと考えております。情報発信の手法につきましては、対象となる世代や内容に合わせた対応が必要となるほか、新たな技術を取り入れていくことも随時必要となってまいります。今後も、一人でも多くの方に水戸の魅力を伝えるために、調査・研究をすすめてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。また、『ミトノート』に関しましては、既にインターネット上でアンケートを行っておりまして、アンケートに答えていただいた方には次号をプレゼントしております。

○      委員長 ありがとうございます。もう一つの質問、市長の定例記者会見等につきましても御回答をお願いいたします。

○**みとの魅力発信課** はい。インターネット中継で、市長定例記者会見を年4回、記者懇話会を年3回実施しておりますが、これらを「広報みと」で紹介してはどうかという御提案でございました。本市では、記者会見及び記者懇話会については、市の政策や事業、イベントなどの情報を定期的に報道機関に提供しておりまして、新聞やテレビより広く周知していただくことを目的として実施しております。鮮度の高い情報を提供するという観点からすると、「広報みと」に掲載する月2回の特定の日に情報が偏ってしまうことが考えられます。また、限られた紙面で情報を掲載しておりまして、その情報の取捨選択に苦労している状況でございます。そのため、現時点ですぐさま定例記者会見の内容まで掲載することは難しいと考えております。ただ、記者会見や記者懇話会の動画の視聴はあまり伸びていない状況でございますので、皆様にどのように見ていただくか、随時検討してまいります。

○\_\_\_**委員長** ありがとうございます。職員は3名と少人数ながらも、鋭意努力されていることと思います。この実施項目について御質問等ありましたらお願いします。

○\_\_\_**委員** 委員長からもお話がありましたように、少ない人数で一生懸命なされているのはわかります。まず、インターネットで情報を探すに当たって、若い方はスピーディーに検索できると思いますが、年配の方はなかなか難しいと思います。自分の求める情報にすぐにたどり着く方法を考えていただきたいと思います。例えば「水戸黄門」と検索したら、それに関する情報が一覧になって出てくるようにできないでしょうか。

○**みとの魅力発信課** それは水戸市のホームページについてでしょうか。

○\_\_\_**委員** はい、そうです。

○**みとの魅力発信課** ホームページの更新した情報に関しては、随時SNSにて、直接ページを開けるようにリンクを張らせていただいております。

○\_\_\_**委員** まず、ホームページのトップページにアクセスするわけですよね。そこに表示される項目の中から、自分が探している情報に関係がありそうなものを選んで、次のページでも同じように関係ありそうな項目から探していくという感じですよね。このやり方だと、自分が探している情報がどこにあるのかわかりにくいと思います。

○**みとの魅力発信課** 以前からインターネットを使われている方は、トップページからアクセスして情報を探すことが基本だと把握しています。一方で、ホームページからではなく、複数の検索ワードを入力して、そこから検索していく人も増えています。我々はそういった方々に対応しております、実際に平成25年度から3年間の水戸市ホームページへのアクセス数は4割ほど増加しております。ただ、トップページへのアクセスはあまり増加しておりませず、それは2月議会の時に指摘されております。この部分をもう少し考えて対応しなくてはいけないと、検討を始めたところでございますので、中長期的に見ていただきたいと思います。課題としては認識しております。

○\_\_\_**委員** 例えば「みとの魅力紹介」を選ぶと、さらにいくつもの選択肢が出てくるからどれを選べばいいのかわかりにくいです。あいうえお順でもいいので、「偕楽園」や「水戸黄門」など関連項目を一覧にさせていただけるといいと思います。

○**みとの魅力発信課** 一点だけ御理解いただきたいのですが、魅力というのは人それぞれで感じるものが違いますから、それを全部書き出すとかえって探しにくくなってしまうおそれがあります。

○\_\_\_**委員** それは確かにそうでしょう。水戸の魅力としてアピールしたい情報に限定して掲載してはどうでしょうか。

○**みとの魅力発信課** 今後努力していきたいと思います。

○\_\_\_**委員** よろしくをお願いします。

○\_\_\_**委員長** その他御質問はございますか。

○\_\_\_**委員** 水戸市長の記者会見について、水戸の魅力について熱心に語られていて非常に良い内容ですので、市民の方々にも知っていただきたいと思います。「広報みと」の誌面

の都合があるのは理解できますが、例えば『何月何日に市長記者会見がありました』と掲載して、詳しくは水戸市ホームページを見てくださいというお知らせの形ではいかがでしょうか。一文だけでも、目にした市民の方が興味をもってホームページを見てくれると思います。ぜひそういったPRをしていただきたいと思います。

○**みとの魅力発信課** 検討してまいります。新庁舎になると、いろいろなサインージが設置される予定だそうなので、そういうところで市長の話ができればと思っております。

○**\_\_\_委員** よろしいですか。NHKの茨城放送を見ているのですが、日立や高萩の情報が多く見受けられ、水戸のことはあまり取り上げられていないと思います。日立には茨城放送に情報を提供する担当者がいるのではないかと思います。水戸市の情報を公共の媒体に取り上げてもらえるようなことは行っているのですか。

○**みとの魅力発信課** はい、行っております。

○**\_\_\_委員** あまり出てこないように思います。

○**\_\_\_委員長** そこは先方が取捨選択している話ですので、議論が終着するのは難しいですね。では、時間も限られていますので、次に進みたいと思います。「オープンデータの推進」について、情報政策課お願いします。

○**情報政策課** はい。オープンデータの推進につきまして、\_\_\_委員の御質問にお答えいたします。質問の内容が三つございます。一つ目が、オープンデータの推進に当たりまして個人情報等の機密情報の取扱いについてでございます。二つ目が、平成27年度に策定しました「水戸市オープンデータ推進に関する指針」の公開と、市民からの意見の聴取についてでございます。三つ目が、オープンデータの対象についてでございます。オープンデータの推進につきましては、平成24年7月、総務省から「電子行政オープンデータ戦略」が示され、水戸市におきましても、平成28年2月に「水戸市オープンデータ推進に関する指針」を策定したところでございます。この指針では、「電子行政オープンデータ戦略」との整合性を図り、①行政への透明性・信頼性の向上、②公共データの共有と市民との協働による地域課題の解決、③地域経済の活性化、④行政の効率化、この4点をオープンデータ推進の目的としております。ただし、個人情報及び第三者が著作権を保有する情報については除外するものとしておりまして、これまでもオープンデータに係る職員研修において教育を行っているところでございます。委員の御指摘のとおり、「水戸市オープンデータ推進に関する指針」について、市民に広く周知し、御意見をいただくことが大切でございます。また、指針の公開は、オープンデータ推進の目的達成のためにも重要でございますので、公開に向けた手続を進めてまいります。なお、オープンデータの対象につきましては、「水戸市オープンデータ推進に関する指針」では、「取組が可能なデータから、速やかにオープンデータとすること」としております。国のほうでは、五つの重点分野の情報（白書、防災、減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）について積極的な取組を行うこととしておりますので、水戸市におきましても、できる限りオープンデータ化するよう取組を行っております。現在、オープンデータとして公開し

ております情報としましては、「1 暮らし・手続」、「2 健康と福祉」といった七つの項目に分類し、数値情報や位置情報等を掲載しております。今後の取組としましては、これらの情報を年次的に追加していくことはもちろんでございますが、特に様々な分野別の計画について、オープンデータとして公開を図ってまいります。以上でございます。

○    委員長 ありがとうございます。今の御説明について御質問はございますか。

○    委員 先ほどの話と関連するのですが、「水戸市オープンデータ推進に関する指針」を策定したという御報告がありましたが、まだ公表はされていません。市民にとって大事な情報を含んでいますから、今後このようにオープン化していきますと、市民に周知・納得していただく必要があると思います。やはり公表を早く行っていただきたいと思います。詳細について「広報みと」などで発表されるのは問題があるでしょうから、例えば「こういう指針を決めまして、公表いたします。関心のある方は、インターネットや市民センターにて御覧ください。」という程度で良いと思いますので、ぜひお願いします。

○情報政策課 御指摘のとおり、対応していきたいと思っております。

○    委員長 ありがとうございます。次にまいりたいと思っております。「市民意見の反映について」、行政改革課お願いいたします。

○行政改革課     委員より「市民意見の反映 - 附属機関への市民参画の拡充」について、質問の趣旨としましては、全附属機関の一覧表を提示してほしいということと、将来的に公募率を何パーセントと考えているか、この2点でございました。平成28年度に調査を行いました公募委員を委嘱できる附属機関の調査については、現在取りまとめ中でありまして、各課に確認しているところでございます。そのため、資料として御用意したのが14、15ページの、平成29年1月1日現在の附属機関の設置状況一覧にとどまっております。こちらを御覧いただくと、現在水戸市には、全部で79の附属機関がございます。その中でも一部休止状態になっているものは網掛けがされております。その他、委員が何人で、公募委員が全体の何パーセントなのかということを示しております。今後、法の規定等により委員が制限されているものを除いた79の附属機関の所管課に対して、附属機関による審議内容や審議の形態について、詳細にヒアリング等を実施した上で、公募委員を委嘱できない附属機関についての整理を行います。公募率を何パーセントにするかという根本の考え方につきましては、公募委員の委嘱に適さない附属機関を除いた数を母数としまして、最終的には100パーセントを目標としていきたいと考えております。以上でございます。

○    委員長 ありがとうございます。ただいまの御回答についていかがでしょうか。

○    委員 よろしいですか。目標は100パーセントには変わりはない、ただ、時期については後期となるということでしょうか。

○行政改革課 後期計画のほうで、できれば100パーセントにしたいと考えています。委嘱期間の更新の時期もありますし、附属機関であれば事案が発生しなければ委嘱しないこともありますので、その辺りを勘案して目標を設定していきたいと考えております。

○    委員 わかりました。



○**委員長** ありがとうございます。続きまして「中核市移行の推進」について、中核市移行推進課お願いします。

○**中核市移行推進課** よろしく申し上げます。\_\_\_\_委員から、中核市移行に関して現時点における移譲のスケジュールと、解決すべき課題についての御質問をいただきました。まずスケジュールについてでございますが、中核市移行は平成32年度を目標としております。現在、移譲事務の整理等を進めているところでして、最終的には平成31年3月の水戸市議会定例会に指定同意の申入れの議案を提出し、その後、茨城県の同意を経て、平成31年秋の中核市指定を目指しております。次に課題でございますが、中核市移行そのものに影響を与えるような課題があるとは考えておりませんが、保健所の運営に当たりましては、数多くの専門職が必要となりまして、その中でも獣医師及び薬剤師につきましては、人材の確保が困難な傾向にあります。そのため、平成28年度から採用試験を実施しております。こちらにつきましても計画的な採用に努めてまいります。今後も、円滑な中核市移行に向け、さまざまな事項の精査を進めてまいります。

○**委員長** ありがとうございます。ただいまの御説明についていかがでしょうか。

○**委員** よろしいですか。保健所については問題ないと理解していますが、建設はこれから行うのですよね。建設の始まる時期はいつになりますか。

○**中核市移行推進課** 保健所整備につきましては、今年度、基本・実施設計の作業を進めているところでございます。来年度から工事が始まりまして、2年後の平成31年度中に完成の予定となっております。

○**委員** わかりました。

○**委員長** ありがとうございます。以上をもちまして第1の柱についての回答を終わります。担当課の方々ありがとうございます。続いて第2の柱「市民との協働によるまちづくりの推進」の、実施項目8について回答を、市民生活課お願いします。

○**市民生活課** よろしく申し上げます。委員長から、ボランティアの情報を一元化することは、市内にどのような団体があるのか、その全体像を知ることができるとともに、困ったときにどのボランティア団体に頼れば良いのかもわかり、効果的な活用につながるのではないかとということで、検討状況についての御質問をいただきました。現在、福祉関係のボランティア情報については、水戸市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、登録やコーディネートなどが行われているところでございます。その他、市役所内の各担当課におきまして、それぞれのテーマ、例えば生涯学習や環境、まちづくりなど市民活動団体との個々のつながりを生かした協働によるまちづくりが行われております。イベントでは、こみっとフェスティバルの開催や、市民活動情報Webサイトの活用による情報発信や団体間の交流促進、情報の掘り起こし等を行っているところでございます。市民活動情報の一元化につきましては、現在関係課と調整を行っているところでございます。また、一元化した後どのように活用していくか、水戸市協働推進基本計画というものを立てておりますが、そこで今後取り組んでいく内容として「市民活動推進のための拠点づくり」を

考えておりました、いかにコーディネートしていくか検討してまいりたいと考えております。

○\_\_\_委員長 わかりました、ありがとうございます。平成 31 年度にかけてしっかり取組んで、一元化、活用をするということですね。引き続きよろしく申し上げます。非常に重要な問題だと思うので質問させていただきました。他に御質問はございますか。

○\_\_\_副委員長 よろしいでしょうか。少々はずれてしまうかもしれませんが、こういった取組は県のほうでもされているかと思いますが、今後県との連携ということは考えているのでしょうか。

○市民生活課 一致する内容があるならば、連携していくことも考えていきたいと思えます。

○\_\_\_副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○\_\_\_委員長 他にはございませんか。それでは会議時間も半分になりましたので、ここで休憩時間に入りたいと思えます。15 時 5 分より再開したいと思えますので、よろしく申し上げます。

#### <休憩>

○\_\_\_委員長 それでは皆様お揃いですので、再開してよろしいでしょうか。第 3 の柱「柔軟な行政運営体制の構築」の、実施項目 11「職員定数の適正管理」について、行政改革課よりお願いいたします。

○行政改革課 資料④の 18 ページを御覧ください。\_\_\_委員から「職員定数の適正管理」についての御質問です。質問の趣旨といたしましては、今後水戸市の大型プロジェクトの推進や中核市への移行推進、国民体育大会の開催等を進めていく中で、職員定数がなし崩し的に増えていくのではないかと懸念、そういった中で通常業務を行う職員と、一時的な増員は分けて把握して管理することが重要と思うが、それに対する市の考えはどうかという点。二つ目が、当計画の定数の考え方について、条例定数をとるべきなのか、それとも実人員で見るとすべきなのかという御質問でございました。これらについて御回答いたします。厳しい行財政環境の中で、義務的経費の抑制は必要なこととございます。引き続き職員定数の適正化に努めていく必要があるため、プラン 2016 にも「職員定数の適正管理」を実施項目として改めて位置付けております。大型プロジェクトの推進や中核市への移行推進、国民体育大会の開催に当たりましては、それぞれ専門の部署を設置し、職員数を明確に把握しております。今後事業の進捗に合わせて、組織や定数を見直すなど、定数の適正管理に努めてまいります。平成 28 年度の職員数については、条例定数は 2,017 人であることに對し、現在公表している「水戸市の給与・定員管理等について」では 2,028 人となっておりまして、外部の方にとってはわかりにくいことになっております。こちらにつきまして、条例定数は、国や県に派遣している職員や、育児休業中の職員は定数として扱わないというルールになっております。一方で、「水戸市の給与・定員管理等について」における職員数は、これらの職員も含めて職員の実態を把握するために、総務省の全国調査をも

とに作成した資料でございます。そのため数字の齟齬が生まれてしまっております。本委員会では、水戸市行財政改革プラン 2016 の実施状況で報告しておりますとおり、条例定数を基本として御審議いただきますようお願いいたします。2018 年度の職員数につきましては、国民体育大会の開催に向けた業務が本格化するため、大幅な人員増がある見込みです。このほか、通常業務も含めて、今後 2018 年度の事務量を行政改革課のほうで精査して、各課から実態をヒアリングした上で調整を行い、より効率的な執行体制の構築に努めてまいります。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。ただいまの回答についていかがでしょうか。

○\_\_\_委員 よろしいですか。私が心配しておりますのは、条例定数が 2,017 人であるのに対して、実数は 2,028 人ですね。これまでは条例定数より実数のほうが少ない状態で運営されていたのに、昨年度は逆転してしまっています。これは問題ではないかと思えます。場合によっては、議会に諮って条例を変更せざるをえないのではと思うのですが、そういうことは必要ないということでしょうか。

○\_\_\_委員長 行政改革課お願いします。

○行政改革課 毎年度、定数条例というものを議会に諮りまして、定数の上限より少ない数で配置をしております。2,028 人という数字は、総務省で行う給与実態調査というものがございまして、そちらの調査票の数値でございます。例えば、水戸市から給与を支払っていない方も含まれています。そのため条例上は違反ではないということです。

○\_\_\_委員 では法令違反の状態ではないということですね。わかりました。一点訂正させていただきたいのですが、質問の中で「2018 年度の職員数」と申し上げましたが、正しくは平成 28 年度の誤りでございました。今は回答ができないということでしたら、次回にでも御回答をいただければと思います。

○行政改革課 はい、わかりました。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。続きまして、保育所・幼稚園の適正配置について、幼児教育課お願いいたします。

○幼児教育課 よろしく願いいたします。資料の 21 ページを御覧ください。\_\_\_委員からの御質問の要旨でございますが、待機児童の問題については大きな社会問題となっております。今般、4 月には市長と記者の懇話会の模様が公開されておまして、「4 月から厚生労働省の待機児童のカウント方法が変わったが、水戸市への影響はあるのか。」という質問が出たのですが、水戸市では従来、厚生労働省が行っている方法でカウントしておりましたので、大きな影響はないと思います。しかしながら待機児童数につきましては、昨年 10 月時点で 121 名となっております。平成 29 年度 4 月におきましても待機児童は存在する状況でございます。待機児童解消にはまだまだハードルが高いのではないかと御質問をいただいております。その中で従来の文章での表現ではなく、施設の類別ごとに施設数、入所児童数、定員数、待機児童数の推移を表にして示してほしいということでございましたので、22 ページに平成 24 年度から平成 29 年 4 月現在までのデータ表を作成いたし

ました。御質問のとおり、施設につきましては平成 29 年度現在、全部で 73 施設、そのうち公立が 13 施設、民間の保育所や認定こども園、その他 5 人以下の家庭的保育事業や 19 人以下の小規模保育事業などを合わせて 73 か所ございます。入所児童数が 4,813 人、定員数が 5,321 人でございまして、待機児童は昨年より 10 人減っているのですが、それでもまだ 113 人いる状態です。一点訂正がございまして、21 ページの回答の 3 段落目、平成 29 年 4 月までに 1,530 人の定員増を図るとしておりますが、正しくは 1,780 人でございまして、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。4 月現在で 113 名の待機児童がおりますことから、今年度新たに定員 60 名の民間保育所を 2 か所創設する予定でございます。それでも待機児童の解消には至らないということで、本年 6 月の議会におきまして補正予算を組みまして、新たに定員 90 人規模の保育所を 2 か所、さらに定員 19 人の小規模保育施設を 5 か所創設しまして、待機児童の解消に向けて取組みたいと考えております。以上説明を終わります。

○**委員長** ありがとうございます。今の回答について御意見、御質問はございますか。

○**委員** 資料の御提示をありがとうございます。4 月 18 日の市長の記者会見で、「平成 29 年度中に待機児童ゼロを目指す」とおっしゃっていましたが、果たして大丈夫だろうかと心配しております。ただいまの御回答では、これから保育所の整備を進めていくとのことですが、何名の定員増となるのかももう一度お聞かせくださいませんか。

○**幼児教育課** 今年度中の、民間施設が自費で行う分が 60 名規模の施設が 2 か所できますので、定員としては 120 名となります。それだけでは解消が難しいということで、6 月に補正予算を組みまして、年度内に定員 19 人の小規模保育施設等を新たに 5 か所創設しますから、定員 95 人です。それと 90 人規模の保育所を 2 か所創設しますから、定員 180 人、合計で 275 人の定員を増やす予定でございます。保育所には年齢ごとの定員がございまして、特に 1 歳児と 2 歳児の待機が多いということで、その部分を増やさないとなりません。ただ、1 歳児、2 歳児だけの保育所というものはございませんので、1 歳のお子さんは来年は 2 歳になるので、単純に 1 歳だけを増やすわけにはいきません。やはり全体を見て増やさなければならぬと思います。90 人規模の大きな保育所 2 か所は、待機児童ゼロを継続するために整備する予定です。

○**委員** そうすると合計で 275 人の定員増ということですか。

○**幼児教育課** そうです。補正予算を組みまして。

○**委員** 補正予算で 275 人、そのほかに 120 人ですか。

○**幼児教育課** はい。民間のほうで整備している施設が 120 人です。

○**委員** 合わせると 395 人となるわけですね。それがうまくいけば待機児童が解消されますね。ただ、保育士についての心配はないのでしょうか。

○**幼児教育課** 保育士はなり手がいないものですから、保育士不足が待機児童を生む要因にもなっています。この資料には載せていませんが、6 月の議会で保育士の就労支援のための補正予算も組んでおります。

○\_\_\_委員 では見通しは明るいということですね。ありがとうございました。

○\_\_\_委員長 鹿倉委員どうぞ。

○鹿倉委員 市長がおっしゃった言葉ですが、数字の上では間違いではないのですよね。ただ、担当課がおっしゃるように、保育士不足というのは慢性的な現象でありまして、いくら保育施設を増やして定員を増やしても、保育士がいないから入所を拒否するという現実が水戸市にもあります。保育士が働きやすい環境を用意することを他の県や市町村もやっていますので、水戸市もそれに負けないアイデアを出していただきたいと思います。保育士を目指して勉強している人には補助をしますとか、復職を考えている人にはこういうのもありますよと。数だけを迫るのでは解決できないと認識しないと、定員を増やしても保育士が足りないというのが現実で、本当に苦勞なさっていると思います。行政が放っているわけではないと私達も理解しなければならないと思います。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。他にはございますか。それではもう一つの「事務事業の見直し」について、行政改革課お願いします。

○行政改革課 \_\_\_委員からの実施項目 14 番、事務事業の見直しのうち「事務処理マニュアルの活用」についての御質問です。御質問の内容は、事務処理マニュアル作成率 100 パーセントになりましたが、見直しを図っていくべきであります。また、今後の見直しを的確に進めるためにはきちんとした仕組みを設けるべきで、事務処理マニュアルを登録制にするべきであるとの御提案をいただいております。これに対する市の見解ということで回答いたします。事務処理マニュアルについては、この度、作成率が 100 パーセントとなったところでございます。御指摘のとおり、今後は、事務処理マニュアルの見直しなども含め、効果的に活用する必要があります。見直しについては、毎年度進めてまいります。事務処理マニュアルの管理につきましては、現在、各課において庁内のグループウェアの各課のページに事務処理マニュアルを登録し、他の課からも職員なら誰でも閲覧が可能な状態になっております。さらに一歩進んで、昨年度の職員研修の中で提案がありまして、庁内の事務処理マニュアルを一箇所ですべて見られる「マニュアル図書館」の整備について提案がありましたことから、グループウェアの一部改修が必要なため、行政改革課と情報政策課において検討を進めているところでございます。いずれにしましても、作成した事務処理マニュアルの効果的な活用について、気を緩めることなく検討を進めてまいりたいと思います。

○\_\_\_委員長 ありがとうございます。ただいまの回答についていかがでしょうか。

○\_\_\_委員 質問をさせていただきましたが、事務部署数は全庁で 377 部署あると伺っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○行政改革課 厳密に言いますと、細かい係までのセクションに分けていきますと 377 部署となります。

○\_\_\_委員 そうしますと、平成 29 年 3 月 31 日現在、377 部署で 1,551 件の事務処理マニュアルがあるということになりますね。その後の変動はあるかもしれませんが、これをベ

ースとして全庁のマニュアルの管理を行うということですね。御提案がありました「マニュアル図書館」というものを検討されているとのことでしたが、ぜひ実現していただきたいと思います。蛇足となりますが、先日大きく報道されました、反社会的団体に個人情報漏らしたという事件がありましたが、あれはマニュアル不備だったのですか。

○**行政改革課** 事務をどうするかという問題ではなく、あくまで地方公務員法の守秘義務に当たることです。

○**委員** マニュアル以前の問題ということですね。それにしても、その法令を細分化・具体化したマニュアルがあると思うのですが。

○**行政改革課** 事務処理マニュアルにわざわざ「守秘義務を守ること」とは記載しないです。それは当たり前のことなので。

○**委員** その当たり前なことを実施されないから、マニュアルが必要なのではないですか。

○**行政改革課** マニュアルというのは、「事務手続はこのように行います」という流れの引き継ぎなどで有効に活用していただくために作っているものなので、地方公務員法で守るべきことについて気を付けましようとして記載する性質のものではないです。

○**委員** わかりました。

○**委員長** 他にいかがでしょうか。それでは第3の柱「柔軟な行政運営体制の構築」については、これで終了とさせていただきます。担当課の皆様ありがとうございました。第4の柱「未来へ向けた財政基盤の構築」の、実施項目20「大型プロジェクトの財政計画の公表」について、財政課長お願いいたします。

○**財政課** よろしくお願ひします。資料25ページを御覧ください。委員からの御質問ですが、大型プロジェクトの財政計画の公表、中長期的視点に基づく財政運営ということ、水戸市ではこれらを踏まえて「みと財政安心ビジョン」というものを策定しております。平成28年1月に策定しまして、最近では平成29年5月に改定を行っております。この中で、中長期的な財政見通しと4大プロジェクトの財源について説明をしております、評価をいただいております。その中の表現が一般財源ベースで表現しているということで、実際の予算と比べると60パーセントくらいの額で表現されているという御指摘でございました。回答としましては、「みと財政安心ビジョン」は今後の財政運営を表現するものでございまして、一般財源ベースで記載させていただいております。一般財源というのは、税収や地方交付税といった、市の判断で自由に使える財源です。なぜ一般財源で作成しているかというと、国や県の補助金や市債などの特定財源を含む予算総額で推計してしまうと、実際の財政運営の実態が表現されづらいということがございます。例えば市債を多く発行した場合には、その年度の予算は大きくなります。その年度が財政的に有利になるのかというと、実際問題は逆の場合もございまして、予算が少なくなったからといって財政状況が悪くなるということもございませぬ。そのため市税や交付税がどうなっていくのか、自由になるお金はどのくらいになるのかを表現する目的で、あえて一般財源で表現しており

ます。このことについては「みと財政安心ビジョン」でも説明しておりまして、わかりやすい内容にしたいという思いからの表現でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○\_\_\_**委員長** ありがとうございます。ただいまの回答についていかがでしょうか。

○\_\_\_**委員** 歳入を基本にして財政を考える案、歳出を基本にして財政を考える案、見方によって違ってきますよね。歳入を一般財源別に考えると、通常予算ベースの5割から6割くらいに縮小されてしまうわけです。では、その5割6割の歳入で、市民はどうやって生活していくのかということになりますよね。一般財源だけで市民は暮らしていけないですから、特定財源が必要となってくるわけですよね。やはり市民の立場で考えることが重要ではないでしょうか。市の歳入がこれだけしかないから、これで生活してくださいというわけにもいかないですね。そのあたりが見方の大きな違いだと思います。したがって、この中長期的見通しで水戸市の財政は500億円、600億円。これで水戸市はどうやって運営していくのだろうと、そういった疑問も生まれてきます。実際には1,000億円近くかかっていますから、どうやって賄っていくか。そのためには一般財源だけでなく、特定財源でこれだけ確保しなくてはならないと。あるいは、市債や借金でこれだけ払っていかねばならないというように財政計画を立てなくてはならないのではないのでしょうか。一般市民の目線ではどういう考え方をすべきかということも、もっと市民の方々と議論していく必要があると思います。

○\_\_\_**委員長** この件につきましては、昨年度も同様のやりとりがあったと思いますが、ぜひ考慮していただければと思います。

○**財政課** 御説明させていただきますと、市債を発行する年度というのはどうしても予算が大きくなります。また、大型公共施設事業を行いますと特定財源、例えば国庫補助金を受けて事業を行うと、そういった年度の別の用途で予算規模が大きく変動します。決算の場合には、そういったものを調達して事業を行っているということで御説明しております。将来推計ですと特定財源による増減の幅が大きくなってしましまして、実際は市税であったり、大事な部分が隠れてしまうため、あえて除いております。

○\_\_\_**委員** これだけの市民を何とかしていかなくてはならないわけですから、一般財源だけで賄いきれなければ、特定財源が必要ならば国に働きかけていかなくてはならない。国からもらえなかったから、一般財源だけで何とかしてくれと言われても市民は納得しないでしょう。

○\_\_\_**委員** 4大プロジェクトも含めた財政計画、キャッシュフローの流れを説明していただくことはできますか。資料だけを渡されて、これを見てくださいますと私は理解できないので、説明の場を設けてくれるとありがたいです。

○**財政課** 機会を設けて、私もいろいろな場で「みと財政安心ビジョン」の説明をさせていただいております。ただ、今回は行財政改革ということで、具体的な説明は行っておりませんことを御理解いただきたくお願いし

ます。

○**副委員長** 最後に確認だけよろしいですか。特定財源は使途が明確に決められていて、一般財源のように一般経費を自分たちで自由に費目を決めて使えるものではないのでしょうか。例えば国ベースで言えば道路は特定財源だから、道路を作るためにこの財源を使うというような、決まった公共事業に使う予算だったはずですよ。そうすると我々市民生活における公共サービスに使われるお金は、基本的には一般財源ですね。

○**財政課** 具体的には、福祉的な経費については国が二分の一、県と市が四分の一ずつとなっております。福祉の経費が10億円伸びるという時には、実際は市税で2億5,000万を賄う、四分の一という状態になります。そこを10億円伸びてしまうと書きますと、市税が10億円増えるのかという誤解を与えますので、あえて一般財源にあたる額は2億5,000万だということで歳出に計上して、一般の方にもわかりやすくしたと私共は考えておりますので御理解いただきたいと思えます。

○**委員長** よろしいでしょうか。では次の収納率向上について、収税課お願いします。

○**収税課** よろしくをお願いします。\_\_\_\_委員から御質問のありました、各税・料の収納率向上のための滞納整理についてお答えいたします。御質問の趣旨としましては、滞納整理に伴い自宅等を訪問する場合は複数の職員で対応すること。また、新たに滞納を抱えるケースについての対策を講じているかという2点について、御回答いたします。滞納者の自宅への訪問催告や捜索等を行う場合の職員の体制でございますが、職員の安全性や滞納者への適切な説明を行うため、必ず二名以上で訪問するよう徹底しております。次に、新たに滞納をさせない方法としましては、これまでも広報みや水戸市ホームページを活用して、口座振替の推進や納期内納付について啓発に努めるとともに、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付など納税機会の拡大を図ってまいりました。しかしながら、新たに滞納となってしまった場合には、滞納初期の徴収の重要性から、早い段階からの文書による催告や納税相談に着手し、さらには財産調査を進めて差押えや公売、捜索など不利益となる処分の執行を強化することで早期解決を図り、結果として滞納を抑制する効果にもつながると考えます。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。以上の御説明についていかがでしょうか。

○**委員** よろしいですか。以前に比べますと、収納率が改善されていることが数字にも表れています。ただ、これ以上何をしたら良いのか、苦しい場面も多くなってくると思えます。やはり初期の段階で、いかに滞納を食い止めるかということに力を入れていく必要があると思えます。御説明にありましたように、いろいろな対策をされて辛いことあるでしょうが、公平性の維持のためにも、今後ともよろしくをお願いします。

○**委員長** 非常に大変な業務だと思いますが、何卒よろしくをお願いします。では次に「受益者負担の適正化について」財政課長をお願いします。

○**財政課** よろしくをお願いします。受益者負担の適正化について、具体的にはどのような手法を用いているのかという御質問でございました。回答としましては、平成27年度、平



成 28 年度の 2 年間にわたって審議した内容について回答させていただきます。まず、受益者負担と表現しておりますのは、使用料と手数料がございます。使用料というのは主に施設を利用した時の施設サービス、手数料というのは人的サービスでございます。それぞれ料金は、サービスを利用する方としない方どちらも納得していただける額とすることが重要でございます。100 パーセントの負担を行っていないということは、税負担で運営しているということなので、利用している方と利用していない方の双方が納得する料金とするために、定期的に検討を行っております。この検討に当たりましては、まず、各サービスの受益者負担率、受益者負担率というのは具体的なサービスのコストに対して料金がどれくらい入っているのかというものでございます。具体的には、施設の運営に年間 1 億円かかっている場合、使用料として 5,000 万円入っていれば負担率 50 パーセント、1 億円入っていれば 100 パーセントというかたちで負担率を計算しております。負担率のうち、施設ごとの類型をつくりまして、それぞれ 0 パーセント、25 パーセント、50 パーセント、75 パーセント、100 パーセントとしておりまして、その施設についてはどのくらいもらうべきかという基準を定めております。具体的には、体育施設は 50 パーセント、墓地は 100 パーセント、市民センターは 0 パーセントと定めております。この基準については、受益者が広範囲なのか、あるいはサービスが必需なのかということを勘案して、税で賄う分と料金で賄う分の割合を決めております。手数料については、住民票の発行や建築確認など人的なサービスですので、負担率 100 パーセントを原則としております。次に、この基準と実際の決算における受益者負担率の比較を行いまして、それがかい離している場合には、コストやサービスの利用率に問題がないか確認した上で、料金に反映するかをチェックしていただきます。最終的には、過去の料金改定の経緯や、他市の状況、類似施設の価格と比較しまして、理論値ではなく市民感覚でチェックをしていただいた上で料金改定の検討を行っております。以上でございます。

○**委員長** 丁寧な御回答いただきましてありがとうございます。受益と負担の関係について、どこに均衡点があるのか興味を持っております。先ほど幼児教育課長がいらっしゃる時に申し上げればよかったのですが、保育所と幼稚園の適正配置についても、こういう均衡点を出すという理論的なことをやっていただけるといいと思います。6 月 21 日の日経新聞の経済教室に「保育料の適正、待機児童は解消できるか」というものが載っていましたので、参考になるかと思えます。他に御意見などございますか。

○**副委員長** よろしいですか。実際はこのような算定方法であるということは分かりました。通常は、公益サービスの料金は「限界費用価格形成原理」と「平均費用価格形成原理」と「ラムゼイ価格」、いわゆるリンダール均衡からくるものがあると思うのですが、そういうものは使わずに実績から算定して積み上げたもので料金体系を決めているということでしょうか。

○**財政課** そうです。決算ベースで一つの施設の運営にかかる経費、人的なものから光熱費などこれくらいかかるだろうと、それに対する料金は年間でいくら、という分母・分子

のかたちを作って、チェックをしていただいております。

○**委員長** ありがとうございます。\_\_\_\_委員どうぞ。

○**委員** 私は、平成 27 年度と平成 28 年度に水戸市使用料等審議会の委員をしております。2 年間会議に出ておりました。その審議会は公募委員が 5, 6 名いらっしゃいまして、それ以外に団体から出ている方がオープンに議論をしております。審議会の議事録等ございますので、それを御一読いただければ公平性というのがわかっていただけたと思います。

○**委員長** ぜひ理論的なことを行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。第 4 の柱については以上とさせていただきます。最後の「地方創生時代にふさわしい人材の育成」、実施項目 33「ワークライフバランスの推進」について人事課長お願ひします。

○**人事課** よろしくお願ひします。質問内容でございますが、働き方改革が進められる中、水戸市では時間外勤務時間を削減する目標に対して、逆に時間外勤務時間が増えてしまっているが、今後どのように取り組んでいくかについての御質問でございました。回答でございますが、職員の時間外勤務につきましては、年間 1 人当たりの時間数について、平成 26 年度の 144.4 時間に対して、平成 31 年度においては 10 パーセントの削減を目標に掲げております。ただ、平成 28 年度は 149.8 時間という実績でございます。原因として考えられるのは、四つの大型プロジェクトや水戸黄門漫遊マラソンなどを推進した結果ではないかと考えます。これからの削減の目標でございますが、「時間外勤務の削減の基本方針」に基づきまして、ノー残業デーの周知・実施のほか、所属長による事前命令を徹底していただき、勤務実態の確認を行うことで、勤務時間の管理の徹底を図りたいと考えております。また、事務事業の見直しや週休日の振替を行うなど、基本方針に沿って進めてまいりたいと考えております。

○**委員長** ありがとうございます。45, 46 ページのワークライフバランスの推進についてですが、時間外勤務が増えているのは、イベントなどを積極的に行っているためということでは理解しております。職員意識の啓発、勤務時間の削減につながるような取組を引き続きよろしくお願ひします。

○**委員** よろしいですか。いろいろなところで、働き方改革や時間外労働の減少に取り組んでおりますが、一つは心の問題だという捉え方、それから上席者の管理の問題であり、あるいは事務事業の流れなど、こういう観点から見ているということでした。大事なことは、どのような要因で時間外労働が増えているのか、組織の中できちんと分析することだと思います。今は市役所に電気がついていれば周りから見てもすぐわかるような状態です。それは周りも見ているので、モデルとなるようなしっかりとした分析を行って、対応策を作れたらいいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○**委員長** ありがとうございます。以上を持ちまして、事前に提出いただきました御質問と、それに関連するものについては終了いたしました。委員の方々より何かござい

ますか。

<意見無し>

○委員長 特に御意見が無いようでしたら、以上を持ちまして審議を終了いたします。委員の皆様には、貴重な御意見を多数いただきましてありがとうございます。各委員からいただきました御意見を踏まえて、水戸市行財政改革プラン2016の適切な進行管理を行っていただくようお願い申し上げます。以上で審議が終了いたしましたので、進行を執行機関へお戻しいたします。

○執行機関 本日は長時間にわたる御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の御意見を踏まえて、次は水戸市行財政改革プラン2016を議会の行財政改革調査特別委員会に報告する段取りとなっております。次回の委員会ですが、平成29年度の実施状況についての報告となりますので、よろしく申し上げます。以上を持ちまして、第2回水戸市行政改革推進委員会を終わりといたします。ありがとうございました。